

# 沖縄県個人情報保護条例（平成17年3月31日条例第2号）

改正	平成18年3月31日条例第22号	平成19年7月20日条例第34号
	平成21年3月28日条例第17号	平成26年12月26日条例第60号
	平成27年10月27日条例第47号	平成27年12月25日条例第54号
	平成29年3月31日条例第1号	平成29年7月25日条例第17号
	平成30年12月28日条例第63号	令和2年12月28日条例第55号

沖縄県個人情報保護条例（平成6年沖縄県条例第33号）の全部を改正する。

## 目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	実施機関が取り扱う個人情報の保護（第6条—第12条）
第3章	開示、訂正及び利用停止
第1節	開示（第13条—第28条）
第2節	訂正（第29条—第36条）
第3節	利用停止（第37条—第42条）
第4節	審査請求（第42条の2—第46条）
第4章	事業者が取り扱う個人情報の保護（第47条—第49条）
第5章	沖縄県個人情報保護審査会（第50条—第57条）
第6章	雑則（第58条—第62条）
第7章	罰則（第63条—第67条）
附則	

個人情報とは、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念に基づき、最大限に保護されるべきものである。

情報処理及び通信技術の進歩を背景とした高度情報通信社会の進展は、医療、交通、環境、防災等における社会問題の解決に貢献し、また消費生活における各種サービスの提供を可能にするなど、県民生活に便利と豊かさをもたらしている。

しかし一方では、個人情報が、広範に収集、蓄積、利用されることに伴って、自己に関する情報がどのように取り扱われているかを充分に知りたいという県民の要請が高まっており、これに対する積極的な対策が必要となっている。

このような認識の下に、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報について、個人が自らコントロールする権利を実効的に保障し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

一部改正〔令和2年条例55号〕

（定義）

**第2条** この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第54条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、

動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報  
の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下  
同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の  
情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含  
む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

- 2 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経  
歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じない  
ようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則又は規程（以下「実施機関の  
規則等」という。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（地  
方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下  
同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施  
機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公  
文書（沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「情報公開条例」という。）第2条  
第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 4 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別  
するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第  
8項に規定する特定個人情報をいう。
- 5 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特  
定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有し  
ているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番  
号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- 7 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委  
員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委  
員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。
- 8 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の  
保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法  
人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年  
法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人  
等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- 9 この条例において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

一部改正〔平成18年条例22号・27年47号・29年1号・17号・30年63号・令和2年55号〕

（実施機関の責務）

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じな  
ければならない。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益  
を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

- 2 県が出資その他財政上の援助を行う法人であって、実施機関が定めるものは、前項に規定するも  
ののほか、この条例に基づき実施機関が行う個人情報の取扱いに留意しつつ、必要な措置を講じ  
て、個人情報の保護に努めなければならない。

（県民の責務）

**第5条** 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるととも  
に、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなけ  
ればならない。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(登録簿の作成及び閲覧)

**第6条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の処理形態
- (8) 個人情報の主な収集先
- (9) 個人情報の主な提供先
- (10) その他実施機関の規則等で定める事項

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会及び警察本部長は、個人情報取扱事務について、第2項各号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録せず、又は登録簿を作成しないことができる。

5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

一部改正〔平成30年条例63号〕

(収集の制限)

**第7条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づいて収集するとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的を明示して、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 犯罪の予防等を目的として個人情報を収集するとき。

- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (5) 他の実施機関から次条第2項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する提供を受けるとき。
  - (6) 争訟、交渉、評価、選考、指導等に係る事務において、事務の性質上本人から収集することによってはその目的を達成することができないと認められるとき、又は本人から収集することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
  - (7) 本人の所在不明等の理由により、本人から収集することが困難なとき。
  - (8) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (9) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。次条第2項第2号において同じ。）又は実施機関以外の県の機関から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
  - (10) 前各号に掲げる場合のほか、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第7号から第10号までの規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。ただし、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、適当と認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成30年条例63号・令和2年55号〕

（利用及び提供の制限）

**第8条** 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、法令等の定める事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるとき。
  - (3) 犯罪の予防等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があるとき。
  - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
  - (5) 本人以外のものに提供することが明らかに本人の利益になるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

- 3 実施機関は、前項の規定により、当該実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合（本人に提供する場合を除く。）において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

一部改正〔平成27年条例47号〕

（保有特定個人情報の利用及び提供の制限）

**第8条の2** 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取

り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

追加・一部改正〔平成27年条例47号〕、一部改正〔平成29年条例17号〕

（通信回線を用いた保有個人情報の提供の制限）

**第9条** 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められる場合を除き、実施機関以外のものに対し、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器（以下「電子計算機等」という。）の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下この条において同じ。）により保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供してはならない。

2 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機等の結合による保有個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体に提供するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機等の結合により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供している場合において、当該実施機関以外のものが当該保有個人情報について必要な保護措置を講じていないものと認めるときは、当該実施機関以外のものに対し、報告を求め、若しくは必要な調査を行い、又は当該通信回線による保有個人情報の提供の停止その他必要な措置を講じなければならない。

4 前項の措置は、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いて講ずるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成27年条例47号〕

（保有個人情報の適切な管理）

**第10条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確、完全かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。

一部改正〔平成30年条例63号〕

（委託等に関する措置）

**第11条** 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行うこととされた指定管理者は、当該委託を受けた事務又は公の施設の管理業務を行う場合は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成30年条例63号〕

(従事者の義務)

**第12条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の委託を受けた事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第3章 開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

(開示請求権)

**第13条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第15条第2号及び第29条第2項において同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

一部改正〔平成27年条例47号〕

(開示請求の手続)

**第14条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関の規則等で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第30条第2項及び第38条第2項において同じ。）であること）を示す書類で、実施機関の規則等で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

一部改正〔平成27年条例47号〕

(保有個人情報の開示義務)

**第15条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定され

ている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(7) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(8) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(9) 第13条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの

一部改正〔平成19年条例34号・27年47号・29年17号〕

（部分開示）

**第16条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそ

れがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

一部改正〔平成27年条例47号・29年17号〕

(裁量的開示)

**第17条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第18条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

**第19条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第20条** 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第21条** 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

一部改正〔平成29年条例1号〕

(理由付記)

**第22条** 実施機関は、第19条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

(事案の移送)

**第23条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。



- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第19条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

一部改正〔平成27年条例47号〕

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第24条** 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第44条第3項及び第45条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則等で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則等で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第44条第1項及び第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成27年条例47号・54号〕

（開示の実施及び方法）

**第25条** 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則等で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定を受けた者は、第19条第1項の規定による通知があつた日から起算して90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

- 3 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

一部改正〔平成27年条例54号・29年17号〕

（開示請求及び開示の特例）

**第26条** 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第19条第1項及び前条の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより直ちに開示するものとする。

（他の法令等による開示の実施との調整）

**第27条** 実施機関は、他の法令等（情報公開条例を除く。以下この条において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第25条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示されることとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第25条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

一部改正〔平成27年条例47号〕

（費用負担）

**第28条** 第25条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書（同項ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

（訂正請求権）

**第29条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第27条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

**第30条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) その他実施機関の規則等で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料及び訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類で、実施機関の規則等で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

**第31条** 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

**第32条** 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

**第33条** 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

**第34条** 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

**第35条** 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第23条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第32条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

一部改正〔平成27年条例47号〕

(保有個人情報の提供先への通知)

**第36条** 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

一部改正〔平成27年条例47号・29年1号・17号〕

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

**第37条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき  
当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき  
当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

一部改正〔平成27年条例47号〕

（保有特定個人情報の利用停止請求権）

**第37条の2** 何人も、第29条第1項各号に掲げる保有個人情報のうち、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の2第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。

3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

追加・一部改正〔平成27年条例47号〕、一部改正〔平成29年条例1号〕

（利用停止請求の手續）

**第38条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) その他実施機関の規則等で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（第37条第2項又は前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類で、実施機関の規則等で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

一部改正〔平成27年条例47号〕

（保有個人情報の利用停止義務）

**第39条** 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一部改正〔平成27年条例47号〕

（利用停止請求に対する措置）

**第40条** 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成27年条例47号〕

(利用停止決定等の期限)

**第41条** 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第38条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

**第42条** 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

#### 第4節 審査請求

全部改正〔平成27年条例54号〕

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

**第42条の2** 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

全部改正〔令和2年条例55号〕

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第43条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

全部改正〔平成27年条例54号〕

(審査会への諮問)

**第44条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合

を除く。)

- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

一部改正〔平成27年条例54号〕

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

**第45条** 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

一部改正〔平成27年条例54号〕

（答申の尊重）

**第46条** 諮問実施機関は、第44条第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

一部改正〔平成27年条例54号〕

#### 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（指導及び助言）

**第47条** 知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるように、指導及び助言を行うものとする。

（指針の作成及び公表）

**第48条** 知事は、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表するものとする。

（苦情相談の処理）

**第49条** 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

#### 第5章 沖縄県個人情報保護審査会

（設置及び組織）

**第50条** この条例の規定に基づく諮問に係る事項を調査審議するため、沖縄県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べ、又は個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、若しくは建議することができる。
- 3 審査会は、知事が委嘱する委員5人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

一部改正〔平成26年条例60号・27年47号・29年1号〕

（審査会の調査権限）

**第51条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

一部改正〔平成27年条例54号・29年1号〕

（意見の陳述）

**第52条** 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

一部改正〔平成27年条例54号・29年1号〕

（意見書等の提出）

**第53条** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

一部改正〔平成27年条例54号・29年1号〕

（提出資料の写しの送付等）

**第54条** 審査会は、第51条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

一部改正〔平成27年条例54号・29年1号〕

（調査審議手続の非公開）

**第55条** 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

一部改正〔平成29年条例1号〕

（答申書の送付等）

**第56条** 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

一部改正〔平成27年条例54号・29年1号〕

（規則への委任）

**第57条** この章に定めるもののほか、審査会の組織及び調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成29年条例1号〕

## 第6章 雑則

（適用除外）

**第58条** この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る調査票情報（同法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。）に含まれる個人情報

2 第3章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報（前項各号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第2章、第3章及び次章の規定は、県の図書館、博物館その他これらに類する県の施設において一般の利用に供することを目的として保有されている図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

一部改正〔平成21年条例17号・29年1号・17号〕

（苦情の処理）

**第59条** 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例1号〕

（国及び他の地方公共団体との協力）

**第60条** 知事は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

一部改正〔平成29年条例1号〕

（運用状況の公表）

**第61条** 知事は、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

一部改正〔平成29年条例1号〕

（委任）

**第62条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は知事が定める。

一部改正〔平成29年条例1号〕

## 第7章 罰則

**第63条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の委託を受けた事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書（公の施設の管理業務に関するものであって、図画及び電磁的記録を含む。次条において同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成29年条例1号〕

**第64条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報又は指定管理者が管理している文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成29年条例1号〕

**第65条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成29年条例1号〕

**第66条** 第50条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。



一部改正〔平成29年条例1号〕

**第67条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

一部改正〔平成29年条例1号〕

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項中公安委員会及び警察本部長に関する部分、次項並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定は、公安委員会及び警察本部長が保有している個人情報については、平成14年1月1日以後に公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得した個人情報について適用する。

3 この条例の施行の際現に実施機関に対してなされている改正前の沖縄県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第30条第1項の規定による是正の申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定があるときは、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に公安委員会又は警察本部長において行われている個人情報取扱事務については、新条例第6条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同項の規定を適用する。

6 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に公安委員会又は警察本部長において行われている通信回線を用いた電子計算機等の結合による保有個人情報の提供については、新条例第9条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の前日に」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(準備行為)

7 公安委員会及び警察本部長は、この条例の規定により審査会の意見を聴くこととされる事項については、附則第1項ただし書に規定する規定の施行前においても、審査会に諮問することができる。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

8 県が設立した地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

#### 附 則（平成18年3月31日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の（中略）沖縄県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」と総称する。）の規定により知事がした処分その他の行為で施行日以後改正後の（中略）沖縄県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」と総称する。）に規定する病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により病院事業の管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

**附 則（平成19年7月20日条例第34号抄）**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則（平成21年3月28日条例第17号抄）**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年12月26日条例第60号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成27年10月27日条例第47号）**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則（平成27年12月25日条例第54号）**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則（平成29年3月31日条例第1号）**

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第21条及び第37条の2第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則（平成29年7月25日条例第17号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成30年12月28日条例第63号）**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している要配慮個人情報については、改正後の第6条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に」とあるのは、「について、沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第63号）の施行の日以後、遅滞なく、第6号に」と読み替えて、同項の規定を適用する。

**附 則（令和2年12月28日条例第55号）**

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# 沖縄県個人情報保護条例施行規則（平成17年3月31日規則第21号）

改正 平成27年10月27日規則第67号

平成29年3月31日規則第16号

沖縄県個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

（条例第15条第3号ウの規則で定める職）

**第1条** 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号。以下「条例」という。）第15条第3号ウの規則で定める職は、警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員のうち、同法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

一部改正〔平成27年規則67号〕

（運用状況の公表）

**第2条** 条例第61条第2項の規定による条例の運用状況の公表は、沖縄県公報に登載して行う。

一部改正〔平成29年規則16号〕

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則（平成27年10月27日規則第67号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成29年3月31日規則第16号）**

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

# 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年3月31日規則第23号）

改正 平成17年12月20日規則第99号  
平成27年12月25日規則第71号  
平成30年12月28日規則第76号

平成20年3月11日規則第8号  
平成27年12月25日規則第79号  
令和元年7月30日規則第54号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年沖縄県規則第25号）の全部を改正する。  
（趣旨）

**第1条** この規則は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（要配慮個人情報）

**第1条の2** 条例第2条第2項の実施機関の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第5条各号に掲げる心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

追加〔平成30年規則76号〕

（知事が定める法人の告示）

**第2条** 知事は、条例第4条第2項の規定により法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

**第3条** 条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、第1号様式によるものとする。

2 条例第6条第2項第10号に規定する実施機関の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報の記録媒体
- (3) 個人情報取扱事務の委託等の状況

一部改正〔平成30年規則76号〕

（保有個人情報開示請求書等）

**第4条** 条例第14条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）によるものとする。

2 保有個人情報開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について次に掲げる事項を記載させることができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 保有個人情報が記載されている公文書の写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

3 前項第1号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図面に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第11条第1項に規定する方法をいう。

(開示請求における本人確認手続等)

**第5条** 条例第14条第2項に規定する保有個人情報の本人であることを示す書類で実施機関の規則等で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードその他法令の規定により交付された書類のいずれかであって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

2 保有個人情報の本人が開示請求書を知事に送付して開示請求をする場合には、当該開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち2種類を複写機により複写したものを知事に提出すれば足りる。

3 条例第14条第2項に規定する本人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを示す書類で実施機関の規則等で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 法定代理人が開示請求をするとき 戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類

(2) 本人の委任による代理人が開示請求をするとき 本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類

4 前項第1号の法定代理人自身であること又は同項第2号の本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類については、第1項の規定を準用する。

5 保有個人情報に係る本人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。)が開示請求書を知事に送付して開示請求をする場合には、当該開示請求をする者は、前2項の規定にかかわらず、第3項に規定する書類を複写機により複写したものを知事に提出すれば足りる。この場合において、代理人自身であることを証明するために必要な書類については、当該書類のうち2種類を複写機により複写したものを提出するものとする。

6 条例第13条第2項の規定により開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

一部改正〔平成27年規則71号〕

(補正の手続)

**第6条** 条例第14条第3項、第30条第3項及び第38条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(第3号様式)により行うものとする。

2 前項の補正通知書を受けた者が当該補正を行うときは、補正書(第4号様式)によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

**第7条** 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示をする旨の決定をした場合 保有個人情報開示決定

通知書（第5号様式）

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報部分開示決定通知書（第6号様式）

2 条例第19条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（第7号様式）によるものとする。

（開示決定等の期間の延長通知書等）

**第8条** 条例第20条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第8号様式）によるものとする。

2 条例第21条の書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第9号様式）によるものとする。

（事案移送通知書）

**第9条** 条例第23条第1項の書面は、開示請求事案移送通知書（第10号様式）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第10条** 知事は、条例第24条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意するものとする。

2 条例第24条第1項に規定する実施機関の規則等で定める事項は、意見書を提出する場合の意見書の提出先及び提出期限とする。

3 条例第24条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第11号様式）により行うものとする。

4 条例第24条第2項に規定する実施機関の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 条例第24条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

5 条例第24条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（第12号様式）によるものとする。

6 条例第24条第3項の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（第13号様式）によるものとする。

（開示の実施方法等）

**第11条** 条例第25条第1項に規定する実施機関の規則等で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクに記録されている場合 視聴又は複製物の交付の方法

(2) 電磁的記録が前号に掲げる記録媒体以外の記録媒体に記録されている場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。

3 条例第25条第3項において準用する条例第14条第2項に規定する書類は、開示を受けようとする保有個人情報に係る保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書及び第5条第1項（開示を受けようとする者が本人の代理人である場合にあっては、同条第4項において準用する同条第1項）に規定する書類とする。

4 保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書を受けとった者は、当該通知書に記載された日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けるものとする。

5 知事は、開示決定を受けた者で保有個人情報の閲覧又は視聴をするものが当該閲覧又は視聴に係る個人情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

6 保有個人情報記録されている公文書の写し又は複製物の交付の部数は、開示決定に係る保有個人情報1件につき1部とする。

一部改正〔平成27年規則71号〕

(開示請求及び開示の特例)

**第12条** 知事は、条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の内容並びに口頭による開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求をする者は、当該開示請求の際に、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを確認するため、第5条第1項に規定する書類を提示しなければならない。

3 条例第26条第1項の規定による口頭による開示請求の場合における保有個人情報の開示の方法は、閲覧又は視聴とする。

(費用の納入)

**第13条** 条例第28条に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する費用は、あらかじめ納入しなければならない。

(保有個人情報訂正請求書)

**第14条** 条例第30条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第14号様式)によるものとする。

(開示請求における本人確認手続等の規定の準用)

**第15条** 第5条第1項から第5項までの規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第5条第1項及び第3項中「第14条第2項」とあるのは、訂正請求にあつては「第30条第2項」と、利用停止請求にあつては「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

**第16条** 条例第32条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(第15号様式)によるものとする。

2 条例第32条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(第16号様式)によるものとする。

3 条例第33条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第17号様式)によるものとする。

4 条例第34条の書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第18号様式)によるものとする。

5 条例第35条第1項の書面は、訂正請求事案移送通知書(第19号様式)によるものとする。

6 条例第36条の書面は、訂正通知書(第20号様式)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

**第17条** 条例第38条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第21号様式)によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

**第18条** 条例第40条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(第22号様式)によるものとする。

2 条例第40条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第23号様式)によるものとする。

3 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第24号様式)によるものとする。

4 条例第42条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第25号様式)によるものとする。

(開示を受けたことの確認)

**第19条** 知事は、訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者に対し、保有個人

情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることができる。

(審査会に諮問した旨の通知)

**第20条** 条例第44条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第26号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成27年規則79号〕

(審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書)

**第21条** 条例第45条において準用する条例第24条第3項の規定による通知は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（第13号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成27年規則79号〕

(補則)

**第22条** この規則に定めるもののほか、知事が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則（平成17年12月20日規則第99号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成20年3月11日規則第8号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成27年12月25日規則第71号）**

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、なおこれを使用することができる。

**附 則（平成27年12月25日規則第79号抄）**

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（平成30年12月28日規則第76号）**

この規則は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第3号様式、第6号様式から第9号様式まで、第11号様式、第13号様式、第17号様式から第19号様式まで、第21号様式、第24号様式及び第25号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則（令和元年7月30日規則第54号）**

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第13条関係）

公文書の種類	区分	費用	
文書又は図画	複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円 (日本産業規格A列3番(以下「A3」という。)まで)
			カラー80円(A3) カラー50円(A3未満)
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R(700メガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき100円	
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R(4.7ギガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき120円	
電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複	1枚につき	白黒10円(A3まで)



写したものの		カラー80円 (A 3) カラー50円 (A 3未満)
録音カセットテープ (120分テープに限る。) に複写したもの	1 巻につき210円	
ビデオカセットテープ (VHS方式の120分テープに限る。) に複写したもの	1 巻につき350円	
フロッピーディスク (3.5インチ2HDに限る。) に複写したもの	1 枚につき30円	
CD-R (700メガバイトまでのものに限る。) に複写したもの	1 枚につき100円	
DVD-R (4.7ギガバイトまでのものに限る。) に複写したもの	1 枚につき120円	

- 備考
- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
  - 2 交付する写しの用紙の大きさは、A3までとする。A3を超える大きさの場合は、原則としてA3までの大きさの用紙による分割複写により処理するものとし、A3による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算する。
  - 3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、知事が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。
  - 4 この表の区分の欄に掲げるもの以外のものの作成に要する費用の額は、実費相当額とする。

一部改正〔令和元年規則54号〕

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

実施機関名	<input type="text"/>	部局名	<input type="text"/>
登録簿作成課所名	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>

1	個人情報取扱事務の名称			
2	個人情報取扱事務の概要			
3	個人情報取扱事務の目的			
4	所管する組織の名称	登録	登録年月日	
		保有	変更年月日	
5	個人情報の対象者の範囲			
6	個人情報の記録項目			
6	Ⅰ 基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 個人識別符号（個人番号を除く。）	<input type="checkbox"/> 氏名
		<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 続柄
		<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 住所・居所）
6	Ⅱ 家庭生活	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 親族関係
		<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）		
6	Ⅲ 社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/> 学業・学歴
		<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 財産・収入	<input type="checkbox"/> 納税状況等
		<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 資格・賞罰	<input type="checkbox"/> 公的扶助
7	要配慮個人情報 （原則収集禁止）	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 社会的身分
		<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 心身の機能障害	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果
		<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 刑事事件手続	<input type="checkbox"/> 少年保護事件手続
		収集する根拠	<input type="checkbox"/> 法令等（名称： <input type="text"/> ）	
			<input type="checkbox"/> 審査会意見（答申第 <input type="text"/> 号）	
8	個人情報の処理形態 （電子計算機による処理状況）	<input type="checkbox"/> 電算処理 無		
		<input type="checkbox"/> 電算処理 有	（オンライン結合による提供： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有）	
		オンライン結合による提供の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等（名称： <input type="text"/> ）	
			<input type="checkbox"/> 審査会意見（答申第 <input type="text"/> 号）	
9	個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外（沖縄県個人情報保護条例第7条第3項第 <input type="text"/> 号）	
		本人以外の収集先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁等
		<input type="checkbox"/> 刊行物・報道	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 民間団体・私人）	
10	個人情報の主な提供先	<input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁等
		<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 民間団体・私人）		
11	個人情報の記録媒体	<input type="checkbox"/> 文書・図画	<input type="checkbox"/> 電磁的記録	
12	委託等の状況	<input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 委託契約	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
		<input type="checkbox"/> （ <input type="checkbox"/> 委託契約 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度）		
13	備考			

注1 個人識別符号とは、個人番号（マイナンバー）、DNA、虹彩、指紋、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号等その情報が有する意味及び内容から特定の個人を識別できるものをいう。

2 要配慮個人情報のうち病歴とは、病気に罹患した経歴（がん罹患している、統合失調症を患っている等）を意味し、心身の機能障害、健康診断等の結果及び医師等による指導・診療・調剤が行われた事実を除く。

第2号様式（第4条関係）

（表）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

沖縄県知事 殿

（開示請求者）郵便番号

住所又は居所

フリガナ

氏 名

電話番号（連絡先） — —

沖縄県個人情報保護条例第13条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

<p>1 請求する保有個人情報の内容（開示請求しようとする情報がいつごろ作成されたのか、どのような情報が知りたいのか、特定できる程度に具体的に記入してください。）</p>	
<p>2 開示の方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧（聴取及び視聴を含む。）次のうちいずれかを選択</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 閲覧のみを希望 ]</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分の写しの交付を希望（「写しの交付」欄も要記入） ]</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付</p> <p>「写しの区分」次のうちいずれかを選択</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 用紙（<input type="checkbox"/> カラー部分を含むページは、カラーコピーを希望） ]</p> <p>[ <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他（ ） ]</p> <p>「交付方法」次のうちいずれかを選択</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送 ]</p>

<代理人記入欄>下の欄は、本人が請求する場合は、記入しないでください。

<p>3 代理人の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の請求の場合に限る。）</p>
<p>4 （ふりがな） 本人の氏名</p>	<p>（ ）</p>
<p>5 本人の住所又は居所</p>	<p>電話番号（ — — ）</p>

- 注1 開示請求をする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示すための書類（運転免許証、旅券等）の提示又は提出が必要です。
- 2 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 郵送による開示請求の場合は、注1の書類のうち2種類を複写したものを同封してください。
- 4 開示請求をする者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人である場合は、本人の法定代理人であることに係る注1又は注3の書類のほかその地位を示す書類（戸籍謄本等。開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提示又は提出が必要です。
- 5 開示請求をする者が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人である場合は、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに代理人自身であることを証明するために必要な書類として、注1又は注3の書類の提出が必要です。
- 6 偽りその他不正な手段により保有個人情報の開示を受けた場合、罰則の対象となります。



## 補正通知書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県知事 印

あなたが、 年 月 日付けで提出された 保有個人情報開示請求書  
保有個人情報訂正請求書  
保有個人情報利用停止請求書 は、次のとお

り不備がありますので、沖縄県個人情報保護条例 第14条第3項  
第30条第3項  
第38条第3項 の規定より補正を求めます。

1 請求する保有個人情報の内容		
2 補正を求める事項		
3 添付書類		
4 補正書の提出期限及び提出先	提出期限	
	提出先	
5 補正の参考となる情報		

注1 この補正に要した日数は、沖縄県個人情報保護条例第20条第1項に規定する開示決定等、同条例第33条第1項に規定する訂正決定等及び同条例第41条第1項に規定する利用停止決定等の期間に算入されません。

2 書面で補正を行うときは、補正書（第4号様式）で行ってください。

3 期間内に補正ができない場合は、下記の担当課（所）まで申し出てください。

担当課・所等	部 課(所) 電話番号
備考	

## 補正書

年 月 日

沖縄県知事 殿

郵便番号  
(請求者) 住所又は居所  
フリガナ  
氏名  
電話番号（連絡先）

年 月 日付け 第 号で補正の要求のあった

保有個人情報開示請求書  
保有個人情報訂正請求書  
保有個人情報利用停止請求書

の補正については、次のとおりです。

補正の内容	

注 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

## 保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	開示請求の内容	
	実施機関が特定した保有個人情報の件名	
2 保有個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 時 分
	場所	
3 担当課・所等	部 課(所) 電話番号	
4 備考		

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 注1 保有個人情報の開示を受ける際には、①この通知書の提示と ②開示請求をした本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 2 上記の日時が都合の悪い場合は、事前に電話等で担当課(所等)まで連絡してください。
  - 3 この通知を受け取った日から90日以内に開示の実施を受けない場合、本決定に基づく開示を受けることができなくなります。
  - 4 偽りその他不正手段により個人情報の開示を受けた場合、罰則の対象となります。

## 保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第16条第1項の規定により次のとおり部分開示することを決定したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	開示請求の内容				
	実施機関が特定した保有個人情報の件名				
2 部分開示とする根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県個人情報保護条例第15条第 号に該当				
3 保有個人情報の開示の日時及び場所	日	時	年	月	日 ( )
	場	所	時	分	
4 沖縄県個人情報保護条例第22条第2項に規定する不開示理由がなくなる時期	年 月 日。ただし、保有個人情報の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求する必要があります。				
5 担当課・所等	部 課 (所) 電話番号				
6 備考					

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  - 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 注1 保有個人情報の開示を受ける際には、①この通知書の提示と ②開示請求をした本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 2 上記の日時が都合の悪い場合は、事前に電話等で担当課（室・所等）まで連絡してください。
  - 3 この通知を受け取った日から90日以内に開示の実施を受けない場合、本決定に基づく開示を受けることができなくなります。
  - 4 偽りその他不正手段により個人情報の開示を受けた場合、罰則の対象となります。
  - 5 「不開示理由がなくなる時期」の欄は、開示請求のあった保有個人情報を開示しない理由がなくなる期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入します。



## 保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報	開示請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した保有個人情報の件名	
2 開示をしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	（沖縄県個人情報保護条例第15条第 号に該当・第18条該当・保有個人情報の不存在）	
3 沖縄県個人情報保護条例第22条第2項に規定する不開示理由がなくなる時期	年 月 日。ただし、保有個人情報の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求する必要があります。	
4 担当課・所等	部 課（所） 電話番号	
5 備 考		

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  - 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 注 「不開示理由が消滅する時期」の欄は、開示請求のあった保有個人情報を開示しない理由がなくなる期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入します。

## 保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第20条第2項の規定により次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 沖縄県個人情報保護条例第20条第1項の規定による決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3 延長後の決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
4 延長の理由	
5 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
6 備考	

## 保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第21条の規定により次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 沖縄県個人情報保護条例第20条第1項の規定による期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3 保有個人情報のうち、相当の部分について開示決定等をする期間（45日以内）	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
4 上記3の期間に開示決定等をする部分	
5 残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日（ ）
6 沖縄県個人情報保護条例第21条を適用する理由	
7 担 当 課 ・ 所 等	部 課（所） 電話番号
8 備 考	

## 開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けの開示請求については、沖縄県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 保有個人情報の内容 （開示請求者が請求した内容）	
2 移送元の実施機関の 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
3 移送先の実施機関の 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
4 移 送 し た 日	年 月 日（ ）
5 移 送 し た 理 由	
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送先の実施機関において開示決定等を行うこととなります。  
不明な点は、移送先の実施機関の担当課等にお問い合わせください。

## 保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

沖縄県個人情報保護条例第13条第1項の規定により沖縄県知事に対して開示請求のあった保有個人情報に、あなた（貴団体）に関する情報が記録されていますので、同条例第24条 第1項  
第2項 の規定により通知します。

あなたは、沖縄県知事が次の理由により開示決定等をすることに對し、意見書を提出することができます。

意見書を提出する場合は、開示決定等をするに對する意見を具体的に記入の上、以下の提出期限までに提出してください。

なお、期限までに提出がない場合は、「開示されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱います。

1 開示請求年月日	年 月 日 ( )
2 知事が特定した保有個人情報の件名	
3 開示請求に係る保有個人情報に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
4 意見書を提出する場合の提出先	部 課 (所) 電話番号
5 意見書を提出する場合の提出期限	年 月 日 ( )
※ 沖縄県個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
8 備 考	

注 ※の欄は、沖縄県個人情報保護条例第24条第1項の規定を適用して意見照会を行う場合は記入の必要はありません。

## 保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は居所

氏名

電話番号(連絡先)

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

1 保有個人情報を開示されることについての支障の有無	<input type="checkbox"/> 開示されても支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。
2 開示されると支障がある部分及び支障がある理由	1 開示されると支障がある部分  2 開示されると支障がある理由
3 保有個人情報の開示に関する意見	

注 1 1の「保有個人情報を開示されることについての支障の有無」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

2 「開示されると支障がある。」を選択した場合は、2の「開示されると支障がある部分及び支障がある理由」欄も記載してください。

3 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

## 保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで 開示に反対する意見書の提出  
審査請求  
開示に反対する意思の表示 のあった保有個人情報について、  
次のおり 全部  
一部 を開示することとしたので、 沖縄県個人情報保護条例第24条第3項  
沖縄県個人情報保護条例第45条において準用する  
同条例第24条第3項 の規定により通知します。

1 知事が特定した保有個人情報の件名	
2 開示決定した保有個人情報に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日（ ）
5 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
6 備考	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 沖縄県個人情報保護条例第45条において準用する同条例第24条第3項の規定に基づき通知する場合は、審査請求に係る教示文を省略すること。





## 保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第3条第1項の規定により次のとおり訂正することを決定したので通知します。

1 訂正を求めた箇所	
2 訂正の内容	
3 訂正実施日	年 月 日実施
4 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
5 備 考	

## 保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第32条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので、通知します。

1 訂正を求めた箇所	
2 訂正をしない理由	
3 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
4 備考	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第33条第2項の規定により次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 沖縄県個人情報保護条例第33条第1項の規定による決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3 延長後の決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
4 延長の理由	
5 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
6 備考	

## 保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日  
号 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第34条の規定により次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 沖縄県個人情報保護条例第33条第1項の規定による期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3 訂正決定等をする期限	年 月 日（ ）まで
4 沖縄県個人情報保護条例第34条を適用する理由	
5 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
6 備考	

## 訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付けの訂正請求については、沖縄県個人情報保護条例第35条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので通知します。

1 保有個人情報の内容	
2 移送元の実施機関の 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
3 移送先の実施機関の 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
4 移 送 し た 日	年 月 日（ ）
5 移 送 し た 理 由	
6 備 考	

注 本件訂正請求については、移送先の実施機関において訂正決定又は不訂正決定をすることとなります。不明な点は、移送先の実施機関の担当課等にお問い合わせください。

## 訂正通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

あなたに提供している保有個人情報については、次のとおりその内容を訂正したので、沖縄県個人情報保護条例第36条の規定により通知します。

1 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容	
3 訂正実施日	年 月 日実施
4 訂正の理由	
5 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
6 備考	



## 保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第40条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

1 保有個人情報の内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止実施日	年 月 日
4 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
5 備 考	



## 保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで利用停止請求があった保有個人情報については、沖縄県個人情報保護条例第40条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所	
2 利用停止をしないこととする理由	
3 担当課・所等	部 課（所） 電話番号
4 備考	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。





## 審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付け 号の 決定等に対する審査請求について、沖縄県個人情報保護条例第44条第1項の規定により、次のとおり沖縄県個人情報保護審査会に諮問したので、同条第3項の規定により通知します。

1 保有個人情報の内容	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	年 月 日 ( ) )
4 担当課・所等	部 課 (所) 電話番号
5 備 考	

# 沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定により知事が定める法人

(総務私学課)

## 沖縄県告示第246号

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第4条第2項の規定により、県が出資その他財政上の援助を行う法人であつて、知事が定めるものを次のとおり定める。

なお、平成20年沖縄県告示第123号（沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定により知事が定める法人）は、廃止する。

令和元年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

一般財団法人沖縄県私学教育振興会  
那覇空港ビルディング株式会社  
公益財団法人沖縄科学技術振興センター  
公益社団法人沖縄県地域振興協会  
沖縄県環境整備センター株式会社  
公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会  
一般財団法人沖縄県セルフセンター  
公益財団法人おきなわ女性財団  
一般財団法人沖縄県看護学術振興財団  
公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団  
公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター  
公益財団法人沖縄県農業振興公社  
公益社団法人沖縄県糖業振興協会  
公益財団法人沖縄県畜産振興公社  
一般財団法人沖縄県水産公社  
沖縄県土地改良事業団体連合会  
公益財団法人沖縄県産業振興公社  
那覇空港貨物ターミナル株式会社  
一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター  
公益財団法人沖縄県文化振興会  
公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団  
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団  
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー  
一般財団法人沖縄県建設技術センター  
沖縄県土地開発公社  
久米島空港ターミナルビル株式会社  
宮古空港ターミナル株式会社  
石垣空港ターミナル株式会社  
沖縄都市モノレール株式会社  
沖縄県住宅供給公社  
一般財団法人沖縄美ら島財団

## 個人情報保護規程準則

(目的)

**第1条** この規程は、〇〇協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この規程において、「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして協会が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 3 この規程において「保有個人情報」とは、協会の役員又は職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員等が組織的に利用するものとして、協会が保有しているものをいう。ただし、文書等（協会情報公開要綱（平成〇年協会規程第〇号）第〇条に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 4 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(保有個人情報に関する事項の公表等)

**第3条** 協会は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱業務書（別記様式）を作成し、閲覧の申出があつたときは、これに応ずるものとする。

ただし、協会の職員等又は職員等であつた者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

- 2 協会は、保有個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
- (1) 当該保有個人情報を取り扱う組織の名称
  - (2) すべての保有個人情報の利用目的
  - (3) 開示の申出、訂正の申出、利用停止の申出に応じる手続（費用の負担に関し定めるときは、その負担の額を含む。）
  - (4) 保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

(収集の制限)

**第4条** 協会は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

- 2 協会は、要配慮個人情報を収集しないものとする。
- ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づいて収集するとき。
- (2) 個人情報取扱事務の目的を達成するために収集することが必要かつ欠くことができないと認められるとき。
- 3 協会は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - (1) 法令等に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 本人の所在不明等の理由により、本人から収集することが困難なとき。
  - (6) 第6条第2項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
  - (7) 争訟、交渉、選考、指導、相談等の事務において、事務の性質上本人から収集することによってはその目的を達成することができないと認められるとき、又は本人から収集することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認められるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

- 第5条** 協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 協会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。
  - 3 協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
  - 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
    - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
    - (3) 県その他の行政機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
    - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（利用及び提供の制限）

- 第6条** 協会は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を協会の内部において利用し、又は協会以外の者へ提供しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、協会は次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報

取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができ  
る。ただし、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害す  
るおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の安全を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めら  
れるとき。
- (5) 公益上の必要その他相当な理由があると認められるとき。

(提供先に対する措置要求)

**第7条** 協会は、協会以外の者に対して個人情報を提供する場合において必要があると  
認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用  
方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱について必要な措置を講ず  
ることを求めるものとする。

(適切な管理)

**第8条** 協会は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人  
情報を正確、完全かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

- 2 協会は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他保有個人情報の適切な  
管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 協会は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消  
去するものとする。

(職員等の義務)

**第9条** 協会の職員等又は職員等であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他  
人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置等)

**第10条** 協会は、個人情報取扱事務を委託する場合は、個人情報の安全管理が図られる  
よう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(受託者等の責務)

**第11条** 協会から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失及  
びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得  
た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示の申出)

**第12条** 何人も、この規程の定めるところにより、協会に対し、協会の保有する自己を  
本人とする保有個人情報の開示（当該保有個人情報が存在しないときにその旨を知ら  
せることを含む。）を申し出ることができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した代理人は、当該未  
成年者若しくは成年被後見人又は本人に代わって前項の規定による開示の申出（以下  
「開示申出」という。）ができる。



(開示申出の手続)

**第13条** 前条の規定による開示申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を協会に提出してするものとする。ただし、協会があらかじめ定めた保有個人情報の開示申出については、口頭により行うことができる。

- (1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 開示申出に係る保有個人情報が記録されている文書等の名称その他の開示申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) その他協会が定める事項
- 2 前項の場合において、開示申出をする者は、開示申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示申出にあっては、開示申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人が委任をした代理人であること。第20条第1項において同じ。）を証明するために必要な書類で協会が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 協会は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、協会は開示申出者に対し補正の参考となる情報を提供するように努めるものとする。

(開示)

**第14条** 協会は、開示申出があったときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

- (1) 法令等の規定により、開示申出者（第12条第2項の規定により法定代理人又は本人が委任した代理人が開示申出をした場合にあつては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人をいう。次号及び第5号、次条第2項並びに第19条第1項において同じ。）に開示することができないと認められる情報
- (2) 開示申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。
  - イ 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が職員等又は公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規

定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該職員等又は公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該職員等または公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は、当該職員等又は公務員等の氏名に係る部分を除く。)

- (3) 第12条第2項の規定により法定代理人が開示申出をした場合において、法定代理人に開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれがある情報
- (4) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務の適正な遂行に著しい支障をおよぼすおそれがあるもの
- (5) 法人等に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体又は財産の安全を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 協会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (6) 協会、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (7) 協会、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - イ 検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、協会、国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

**第15条** 協会は、開示申出に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

- 2 開示申出に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても開示申出者以外の個人の権利利

益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第16条** 当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、協会は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

**第17条** 協会は、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知するものとする。

2 協会は、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨を決定し、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

**第18条** 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から起算して15日以内にするものとする。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、協会は、開示申出者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の求め等)

**第19条** 開示申出に係る保有個人情報に協会、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、協会は、開示決定等をするにあたって当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他協会が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 協会は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第14条第2号ロ又は第5号ただし書きに規定する情報に該当すると認められるときは、第17条第1項の通知（以下「開示通知」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他協会が定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

3 協会は、前2項の規定により意見書の提出を求められた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示通知をするときは、開示通知の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において協会は、開示通知後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示通知をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(開示の実施)

**第20条** 協会は、開示通知をしたとき、又は第13条第1項ただし書の規定により開示申出書の提出を要しない開示申出があったときには、速やかに、開示申出者に対し、当該開示申出に係る保有個人情報を開示するものとする。

この場合において、開示申出者は、開示申出に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で協会が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付（第13条第1項ただし書きに規定する保有個人情報にあっては、文書等の閲覧に限る。）により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して協会が定める方法により行う。

ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、協会は、当該保有個人情報が記録されている文書等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用の負担)

**第21条** 前条第2項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書等の写しの交付の方法を受ける者は、協会が別に定めるところにより当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

**第22条** 第12条の規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の開示については、適用しない。

- (1) 法令等に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等に記録されている保有個人情報 閲覧
- (2) 法令等に基づき、謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる文書等に記録されている保有個人情報 写しの交付
- (3) 法令等の規定に基づき、第20条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示を受けることができる電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該同一の方法

(訂正の申出)

**第23条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第28条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この規定の定めるところにより、協会に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示通知に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 前条各号の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した代理人は当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人に代わって前項の規定による訂正の申出（以下「訂正申出」という。）をすることができる。

(訂正申出の手續)

**第24条** 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正申出書」という。）を協会に提出しなければならない。

- (1) 訂正申出をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 訂正申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 訂正申出の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正申出をする者は、訂正申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正申出にあっては、訂正申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人が委任した代理人であること）を証明するために必要な書類で協会が定めるもの及び訂正申出の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 協会は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（訂正）

**第25条** 協会は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。

（訂正申出に対する措置）

**第26条** 協会は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、速やかに、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 2 協会は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、速やかに、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（訂正通知等の期限）

**第27条** 前条各項の通知（以下「訂正通知等」という。）は、訂正申出があった日から起算して30日以内にするものとする。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、協会は、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

（利用停止の申出）

**第28条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規定の定めるところにより、協会に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第6条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第6条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した代理人は、当該未

成年者若しくは成年被後見人又は本人に代わって前項の規定による利用停止の申出（以下「利用停止申出」という。）をすることができる。

（利用停止申出の手続）

**第29条** 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止申出書」という。）を協会に提出しなければならない。

- (1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止申出の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、利用停止申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止申出にあつては、利用停止申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人が委任した代理人であること）を証明するために必要な書類で協会が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 協会は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者（以下「利用停止申出者」という）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止）

**第30条** 協会は、利用停止申出があつた場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、協会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（利用停止申出に対する措置）

**第31条** 協会は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、速やかに、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 協会は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、速やかに、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止通知等の期限）

**第32条** 前条各項の通知（以下「利用停止通知等」という。）は、利用停止申出があつた日から起算して30日以内にするものとする。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、協会は、利用停止申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

（異議の申出）

**第33条** 開示通知等、訂正通知等又は利用停止通知等（以下「通知等」という。）について不服がある者は、当該通知等があつたことを知った日の翌日から起算して60日以

内に限り、協会に対し、書面により異議の申出をすることができる。

- 2 協会は、前項の規定による異議の申出があったときは、当該異議の申出について検討をし、その結果を、速やかに、当該異議の申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 3 開示通知等について異議の申出をした者が、第三者であるときは、開示通知等に基づく文書等の全部又は一部の開示を実施しないものとする。この場合、協会は、その旨を開示申出者に対し、書面により通知するものとする。
- 4 第19条第3項の規定は、次の各号に該当する通知をする場合に準用する。
  - (1) 開示通知等に対する第三者からの異議の申出を認めないとする通知
  - (2) 異議の申出に係る開示通知等を変更し、当該開示通知等に係る文書等を開示する旨の通知（第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出している場合に限る。）

（苦情の処理）

**第34条** 協会は、協会が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

（委任）

**第35条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、協会が定める。

附 則

この規程は、○年○月○日から施行する。

(別記様式)

### 個人情報取扱業務書

業務書作成課名

電話番号

1 個人情報取扱事務の名称	
2 個人情報取扱事務の目的	
3 個人情報の対象者の範囲	
4 個人情報の記録項目	
Ⅰ 基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号(個人番号を除く。) <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 住所・居所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ( )
Ⅱ 家庭生活	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他 ( )
Ⅲ 社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況等 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5 要配慮個人情報 (原則収集禁止)	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ----- 収集する根拠 ( )
6 個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電算処理 無 ----- <input type="checkbox"/> 電算処理 有 (オンライン結合による提供: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )
7 個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ( 規程第4条第3項第 号) ----- 本人以外の収集先 <input type="checkbox"/> 沖縄県庁 <input type="checkbox"/> 他の官公庁等 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> 刊行物・報道 <input type="checkbox"/> その他 ( )
8 個人情報の主な提供先	<input type="checkbox"/> 無 ----- <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 沖縄県庁 <input type="checkbox"/> 他の官公庁等 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
9 個人情報の記録媒体	<input type="checkbox"/> 文書・図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録
10 委託等の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11 備考	

(注意) 個人識別符号とは、個人番号(マイナンバー)、DNA、虹彩、指紋、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号等その情報が有する意味及び内容から特定の個人を識別できるものをいう。



# 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和元年沖縄県告示第266号）

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定める。

なお、平成24年沖縄県告示第220号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）は、廃止する。

令和元年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報

口頭により開示請求ができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
職員選考採用試験	総合順位（不合格者のみ）	合格発表の日から1月間	人事課
行政書士試験	総合得点	合格発表の日から1月間	市町村課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の総合得点	合格発表の日から1月間	自然保護課
クリーニング師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	衛生薬務課
調理師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	衛生薬務課
ふぐ処理師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	衛生薬務課
製菓衛生師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	衛生薬務課
毒物劇物取扱者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から5日間	衛生薬務課
登録販売者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	衛生薬務課
沖縄県立看護大学入学試験（一般選抜試験）	大学入学共通テスト及び個別学力試験の得点並びに総合得点	学生募集要項で定める日から1月間	沖縄県立看護大学
農薬管理指導士認定試験	総合得点	合格発表の日から1月間	営農支援課
農業機械士認定試験	筆記試験の得点	合格発表の日から1月間	糖業農産課
家畜人工授精講習会修業試験	筆記試験の得点	合格発表の日から1月間	畜産課
農業大学校入学試験	筆記試験の総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	農業大学校
砂利採取業務主任者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	産業政策課
採石業務管理者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	産業政策課
技能検定試験	科目別得点	合格発表の日から1月間	労働政策課 宮古事務所 八重山事務所
職業訓練指導員試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	労働政策課
委託訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1週間	職業能力開発校

職業能力開発校入校試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1週間	職業能力開発校
職業能力開発校修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1週間	職業能力開発校
技能照査	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1週間	職業能力開発校
第二種電気工事士養成施設修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	職業能力開発校
ガス溶接技能講習修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	職業能力開発校
車両系建設機械運転技能講習修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	職業能力開発校
液化石油ガス設備士養成施設修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	職業能力開発校

※令和2年12月28日沖縄県告示第523号（令和3年4月1日施行）により一部改正

【知事以外の実施機関における告示】

- ・ 平成18年3月28日沖縄県人事委員会告示第1号
- ・ 平成20年11月21日沖縄県教育委員会告示第20号
- ・ 平成18年8月29日沖縄県病院事業局告示第6号

# 沖縄県個人情報保護審査会規則（平成17年3月31日規則第22号）

改正 平成27年12月25日規則第79号  
平成29年3月31日規則第16号

平成28年3月18日規則第7号

沖縄県個人情報保護審査会規則（平成6年沖縄県規則第68号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号。以下「条例」という。）第57条の規定に基づき、沖縄県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び調査審議の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成29年規則16号〕

（委員）

**第2条** 審査会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

（会長）

**第3条** 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

**第4条** 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

（手續の併合又は分離）

**第5条** 審査会は、必要と認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手續を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関にその旨を通知しなければならない。

一部改正〔平成27年規則79号・28年7号〕

（諮問実施機関の申出）

**第6条** 諮問実施機関は、保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別な配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第51条第1項の規定により当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かななければならない。

一部改正〔平成29年規則16号〕

（審査請求人等の意見の聴取）

**第7条** 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第51条第4項の規定により鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問実施機関の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成27年規則79号・28年7号・29年16号〕

（庶務）

**第8条** 審査会の庶務は、総務部総務私学課において処理する。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則 (平成27年12月25日規則第79号抄)**

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則 (平成28年3月18日規則第7号)**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則 (平成29年3月31日規則第16号)**

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

# 沖縄県個人情報保護審査会運営要領（平成7年1月20日制定）

改正 平成18年9月12日改正

平成28年3月23日改正

（趣旨）

**第1条** この要領は、沖縄県個人情報保護審査会規則（平成17年沖縄県規則第22号）第9条の規定に基づき、沖縄県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催）

**第2条** 審査会は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき実施機関から諮問があったとき、その他会長が必要であると認めたときに会議を開く。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、文書により開催の日時及び場所並びに会議に付する案件を委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（審査請求の審査の方法）

**第3条** 審査会は、条例第44条第1項の規定により実施機関から諮問があったときは、当該実施機関に対して、相当の期間を定めて、資料の提出、会議における説明等を求めることができる。

2 審査会は、条例第44条第2項に規定する弁明書の写しが提出されたときは、審査請求人又は参加人に対し、当該弁明書の写しに対する意見書の提出を求めることができる。

3 審査会は、審査請求人等が条例第51条第4項の規定による口頭での意見又は説明を述べるに当たって補佐人の付添いを申し出た場合において、その申出が相当であるときは、補佐人の付添いを認めることができる。

4 条例第51条第4項又は条例第52条第1項の規定による口頭での意見又は説明を述べる者の数は、5人以内（審査請求人等の代理人及び補佐人を含む。）とする。

ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

5 条例第51条第4項及び条例第52条第2項の申出は、書面によるものとする。

（議事録の作成）

**第4条** 審査会は、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開会日時
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 説明又は意見の陳述のために出席した者の職及び氏名
- (4) 会議に付した議案の件名
- (5) 議事の概要
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会長及び会長が指名する委員1人が署名して確定するものとする。

（細則）

**第5条** この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

**附則**

この要領は、平成7年1月20日から実施する。

**附則**

この要領は、平成18年9月12日から実施する。

**附則**

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

# 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年12月26日規則第88号）

改正 平成29年3月31日規則第16号

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年沖縄県規則第26号）の全部を改正する。  
（趣旨）

**第1条** この規則は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号。以下「条例」という。）第62条の規定に基づき、事業者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成29年規則16号〕

（指導及び助言）

**第2条** 条例第47条に規定する指導及び助言は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）個人情報の収集に関する事項
- （2）個人情報の利用及び提供に関する事項
- （3）個人情報の適正な管理に関する事項
- （4）個人情報の開示等に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な取扱いのために必要な事項

（指針の公表）

**第3条** 条例第48条の規定による指針の公表は、沖縄県公報に登載することにより行うものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成29年3月31日規則第16号）**

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

# 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（平成19年7月20日公告）

## 第1 指針の趣旨等

### 1 指針の趣旨

この指針は、事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合において、個人の権利利益の保護のために適切な措置を講ずる際のよりどころとなるよう作成したものである。

### 2 対象となる事業者

この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当しない事業者を対象とする。

### 3 対象とする個人情報

- (1) この指針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) この指針において「保有個人情報」とは、事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止及び消去を行うことのできる権限を有する個人情報をいう。
- (3) この指針は、情報の処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

## 第2 事業者が守るべき基準

### 1 個人情報の取得

#### (1) 利用目的

個人情報の取得に当たっては、あらかじめ利用目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。

#### (2) 取得の手段

個人情報は、偽りその他不正な手段により取得しないものとする。

#### (3) 本人による利用目的の確認

個人情報の取得に当たっては、原則として、本人がその利用目的を確認できるようにするものとする。

#### (4) 本人以外のものからの取得

個人情報の本人以外のものからの取得に当たっては、(1)から(3)までの規定を遵守し、その取得は、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合に限るものとする。

### 2 個人情報の利用又は提供

#### (1) 利用又は提供の制限

個人情報の利用又は提供は、原則として、取得したときの目的の範囲内で

行うものとする。

(2) 利用目的以外の利用又は提供

取得したときの利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供するときは、本人の同意を得るか、又は本人にその目的を確認する機会を与える等原則として本人の了解を得て行うものとする。

(3) 利用目的以外の利用又は提供の例外

(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、取得したときの利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができるものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす必要があるとき。

3 個人情報の適正管理

(1) 正確性の確保

個人情報は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つものとする。

(2) 適切な管理

個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 従業者の監督

従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(4) 受託者への措置要求

個人情報を取り扱う事業を外部に委託するときは、受託者に対し、個人情報の保護のため必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

4 保有する個人情報の開示等

(1) 開示

保有する個人情報の本人から自己の個人情報について開示を求められたときは、必要な確認を行い、原則としてこれに応ずるものとする。

(2) 訂正、追加又は削除

保有する個人情報の本人から自己の個人情報について事実の誤りがあるとして訂正、追加又は削除を求められたときは、必要な確認を行い、原則としてこれに応ずるものとする。

(3) 利用の停止又は消去

保有する個人情報の本人から自己の個人情報について不適正な取得、利用



又は提供があるとして利用の停止又は消去を求められたときは、必要な確認を行い、原則としてこれに応ずるものとする。

(4) 本人の意に反する措置

(1)から(3)までの規定により本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない場合又はその措置と異なる措置をとる場合は、本人に対し、その理由を説明するものとする。

(5) 苦情相談

個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人から自己の個人情報の取扱いについて苦情等があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

5 実施責任

個人情報の取扱いについて権限を有する者は、この指針に定める諸原則を守る責任を負うものとする。

前文（抄）（平成29年3月31日）

平成29年5月30日から施行する。

# 沖縄県行政情報センター等設置運営規程（平成2年3月31日告示第358号）

改正 平成2年6月29日告示第540号	平成4年3月31日告示第413号
平成4年8月28日告示第695号	平成5年10月8日告示第761号
平成7年3月31日告示第358号	平成13年3月30日告示第230号
平成13年12月4日告示第808号	平成18年12月26日告示第862号
平成21年3月16日告示第163号	平成21年3月30日告示第230号
平成27年12月25日告示第656号	令和2年3月17日告示第125号

（設置）

**第1条** 公文書の開示に関する事務及び情報提供事務並びに個人情報の保護に関する事務を総合的に推進するため、その窓口として、総務部総務私学課に沖縄県行政情報センター（以下「センター」という。）を、宮古事務所総務課に宮古行政情報コーナーを、八重山事務所総務課に八重山行政情報コーナーを設置する。

（定義）

**第2条** この告示において、行政資料とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県において作成した統計書、計画書、調査報告書、事務事業概要書、議事録、法規類、解説書、要覧、年報、月報、案内書、手引書、啓発資料等の印刷物、映写フィルム、ビデオテープ等
- (2) 国、他の地方公共団体及びその他の団体等が作成した前号に掲げるもので、県が取得し、保有しているもの

（業務）

**第3条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報公開並びに個人情報保護についての相談及び案内に関すること。
- (2) 本庁各課等及び出先機関で管理する公文書の開示請求並びに保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の相談、案内及び受付に関すること。
- (3) 本庁各課等で管理する公文書の写しの交付に要する費用の徴収に関すること。
- (4) 本庁各課等及び出先機関で管理する公文書の開示請求等に係る決定及び不作為についての審査請求の受付に関すること。
- (5) 本庁各課等及び出先機関で管理する保有個人情報の開示請求等、訂正請求等又は利用停止請求等に係る決定及び不作為についての審査請求の受付に関すること。
- (6) 情報提供についての相談、案内及び連絡調整に関すること。
- (7) 行政資料の収集、整理、保管及び配架に関すること。
- (8) 行政資料の利用に関すること。
- (9) その他センターの運営に関すること。

2 宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナー（以下「コーナー」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報公開及び個人情報保護についての相談及び案内に関すること。
- (2) 情報提供についての相談、案内及び連絡調整に関すること。
- (3) 行政資料の収集、整理、保管及び配架に関すること。
- (4) 行政資料の利用に関すること。
- (5) その他コーナーの運営に関すること。

（利用者の遵守事項）

**第4条** センター及びコーナーの利用者（以下「利用者」という。）は、職員の指示に従うとともに、利用する行政資料を丁寧に取り扱いなければならない。

2 利用者は、センター及びコーナーの秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為を

してはならない。

- 3 総務部総務私学課長（以下「総務私学課長」という。）並びに宮古事務所総務課長及び八重山事務所総務課長は、第1項又は前項の規定に違反した者に対し、入室の禁止又は退室を命ずる等必要な措置を講ずることができる。

（利用時間）

**第5条** センター及びコーナーの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

（休業日）

**第6条** センター及びコーナーの休業日は、次に掲げる日とする。ただし、総務私学課長又は宮古事務所総務課長若しくは八重山事務所総務課長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月23日（沖縄県の慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

（行政資料の複写）

**第7条** 総務私学課長並びに宮古事務所総務課長及び八重山事務所総務課長は、利用者の申出により、行政資料を複写させることができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に違反するおそれがあると認められるとき。
  - (2) センター及びコーナーの管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 行政資料の複写に要する費用は、その申出をした利用者が負担するものとし、その額は、1枚につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、両面に複写した場合については、片面を1枚としてその額を算定する。

- (1) 日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写する場合 10円
- (2) A3の大きさの用紙にカラーで複写する場合 80円
- (3) A3未満の大きさの用紙にカラーで複写する場合 50円

（その他）

**第8条** この告示に定めるもののほか、センター及びコーナーの運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則（平成2年6月29日告示第540号）**

この告示は、平成2年7月1日から施行する。

**附 則（平成4年3月31日告示第413号）**

この告示は、平成4年7月1日から施行する。

**附 則（平成4年8月28日告示第695号）**

この告示は、平成4年9月1日から施行する。

**附 則（平成5年10月8日告示第761号）**

この告示は、平成5年11月1日から施行する。

**附 則（平成7年3月31日告示第358号）**

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則（平成13年3月30日告示第230号）**

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則（平成13年12月4日告示第808号）**

この告示は、平成14年1月1日から施行する。

**附 則（平成18年12月26日告示第862号）**

この告示は、平成18年12月26日から施行する。

**附 則（平成21年3月16日告示第163号）**

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則（平成21年3月30日告示第230号）**

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則（平成27年12月25日告示第656号）**

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（令和2年3月17日告示第125号）**

この告示は、令和2年4月1日から施行する。